

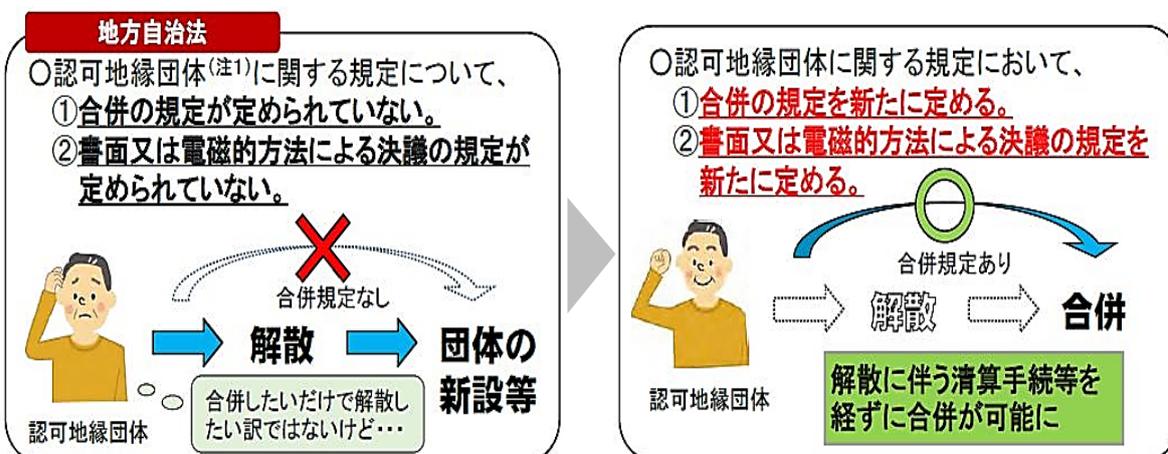
## 地方分権改革による権限移譲等への特別区の対応について

地方分権改革関連法の施行に伴う「事務・権限の移譲（第12次分）」について、特別区における対応の有無等に関し、各主管部長会での検討状況が取りまとめられた。

### 1 地方分権改革関連法に伴う特別区の対応

#### (1) 特別区において対応を行う事項

##### ア 認可地縁団体について、合併及び書面等による決議を可能とする見直し

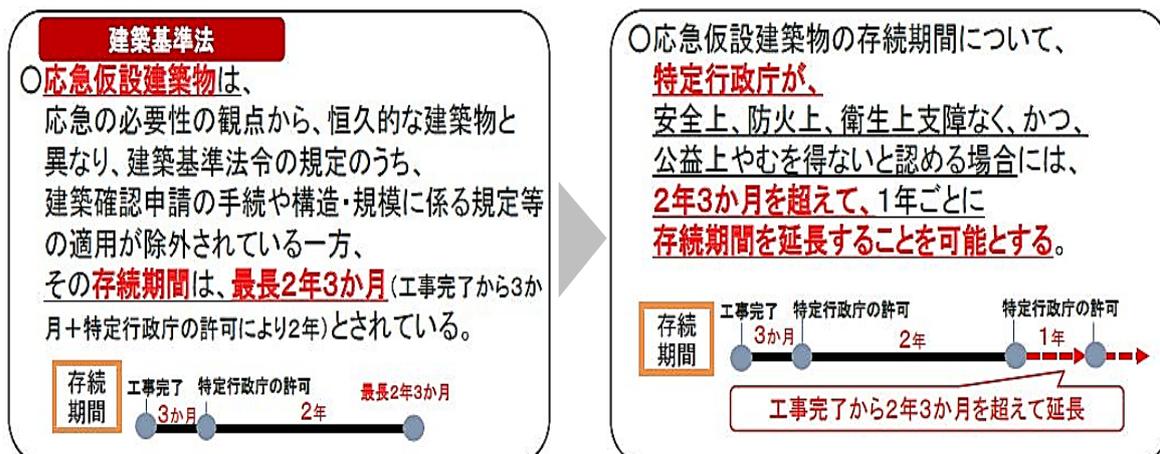


(注1) 認可地縁団体：自治会など（町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住居を有する者の地縁に基づいて形成された団体）で市町村長による認可を受けた団体。

#### [特別区の対応]

各区において、法施行へ向け、要綱改正等の規定整備や町会への周知を行う。

##### イ 応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とする見直し



#### [特別区の対応]

特定行政庁が、安全上、防火上、衛生上支障なく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合について、必要に応じて基準等を定める。

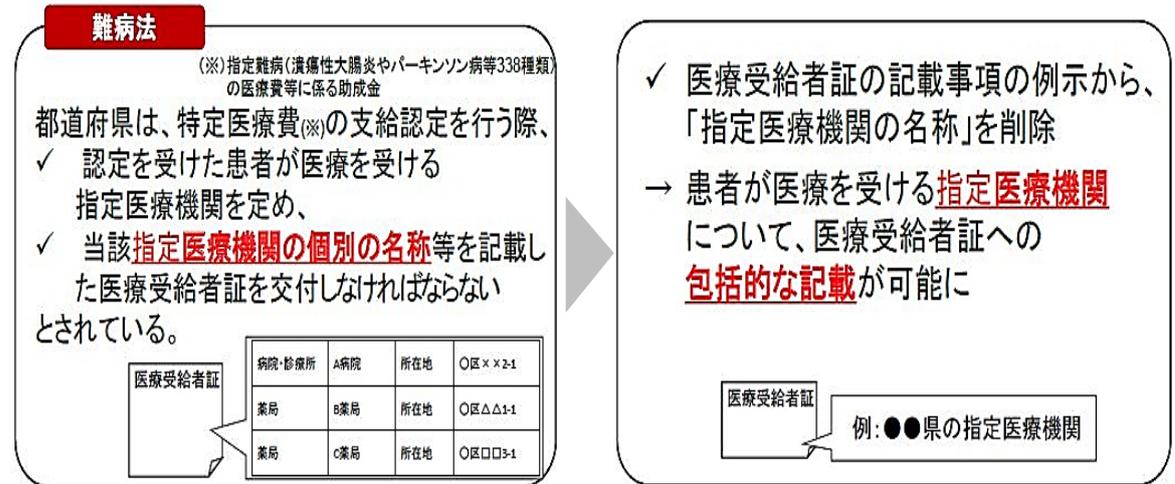
(2) 特別区において対応を必要としない事項

ア 水道法、国土調査法及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする見直し

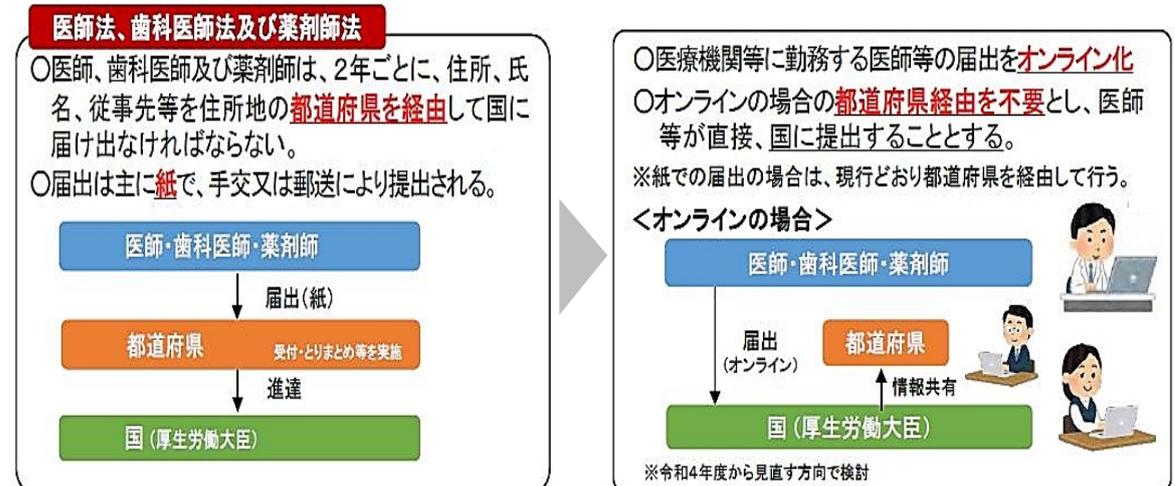


(注) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）

イ 難病の患者等に交付する医療受給者証について、指定医療機関の包括的な記載を可能とする見直し



ウ オンラインによる医師、歯科医師、薬剤師の届出に係る都道府県経由事務の廃止



エ 土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続の見直し

**土地改良法**

○農用地又は土地改良施設について、市町村が土地改良法に基づき**災害復旧工事**を実施する場合は、都道府県が実施する場合と異なり、**議会の議決を経て応急工事計画を定める必要がある。**

	応急工事計画に係る議会の議決
都道府県	不要
市町村	必要



※市町村営事業は、市町村が住民に最も身近な主体であり、小規模事業が中心であることから、いわゆる団体営事業の一形態として、総会の議決を要する土地改良区営事業に準じて、応急工事計画の議会の議決を経ることとされている。

○市町村が土地改良法に基づき災害復旧工事を実施する場合について、都道府県と同様に、**応急工事計画に係る議会の議決を不要とする。**

※工事の内容について、工事費用に係る予算審議において議会に説明し、議決を要する点は従来通り。

※応急工事計画に係る議会の議決を不要とすることに併せて、受益者に費用負担を求める場合には、**都道府県と同様、当該受益者の3分の2以上の同意を得ることとする。**

オ 農村地域への産業の導入に関する基本計画の記載事項の簡素化

**農村地域への産業の導入の促進等に関する法律**

○都道府県は、**農村地域への産業導入に関する基本計画**について、義務的記載事項として、「導入する産業の業種」の記載が必要。

○市町村は、産業導入を図る際、**基本計画に無い業種を導入することができない。**

**基本計画の義務的記載事項に関する見直し**

○基本計画の義務的記載事項から「導入する産業の業種」を削除。

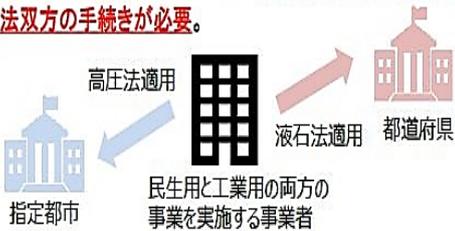


カ 液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲

**液石法<sup>(注1)</sup>**

○液石法は、高圧ガス保安法から液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分を抜き出した法律であるが、**液石法は都道府県、高圧ガス保安法は指定都市が許可等を行う。**

○液化石油ガス事業者が、**民生用(液石法)と工業用(高圧法)の両方の事業を実施する場合は、液石法及び高圧ガス保安法双方の手続きが必要。**



○液石法に基づく都道府県の事務・権限について、**指定都市に移譲する。**

法令	主な手続き	権限者
高圧ガス保安法	・製造の許可、貯蔵の許可 ・販売事業者の届出 ・事故届	指定都市の長 (又は都道府県知事)
液石法	・販売事業者の登録 ・保安機関の認定 ・貯蔵施設及び特定供給設備の設置許可等 ・充てん設備の許可、検査等 ・立入検査等	<b>都道府県知事</b> ↓ <b>指定都市の長</b> (又は都道府県知事) (注2)

(注1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)

(注2) 二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合は経済産業大臣の登録等が必要。

キ 流域別下水道整備総合計画の策定及び変更に係る国への協議を届出に見直し

**下水道法**

○都府県が、**2以上の都府県の区域にわたる水域又は海域についての流域別下水道整備総合計画(流総計画)**を策定・変更する場合には、**関係地方公共団体の意見を聴くとともに、国への協議を行うことが必要。**

※2以上の都府県にわたらない流総計画を策定・変更する場合は、国への協議は不要。

※「流総計画」  
…下水道整備に関する総合的な基本計画で、公共用水域の環境基準を達成維持するために都道府県が定めるもの。

○2以上の都府県にわたる流総計画の策定・変更について、**国への協議を届出に見直す。**

※併せて、都府県から求めがあった場合は、それに応じ、計画の策定・変更に関し、**国が必要な助言を行うことを可能とするよう措置する。**



2 提案募集方式による特別区提案について（令和4年6月1日提出）

令和4年特別区提案事項として、以下の7件が提案された。

- (1) シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として位置づけるための制度の整備
- (2) 電子証明書の更新及びマイナンバーカードに係る各種パスワードの初期化・再設定手続の非対面化
- (3) 次世代育成支援施設整備交付金における産後ケア事業を行う施設の整備に関する補助条件の見直し
- (4) 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃に係る補助金の算定方法及び申請手続の見直し
- (5) 介護保険サービス及び障害福祉サービスの一本化
- (6) 生活保護の医療扶助一部自己負担
- (7) 放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体化